**平成２９年（フ）第２０２号**
京都市西京区大枝沓掛町13番地202
破産者　カンクラミュージックプロこと　井上貴司
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第５０号**
大阪府交野市森北１丁目13番１―201号、開始決定時大阪府枚方市東香里元町53番12号
破産者　中北　浩志
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第１１７９号**
和歌山県紀の川市猪垣240―９　中村様方、開始決定時大阪市北区天神橋１丁目20番16号サンウィング南森町　306号室
破産者　谷口　敦子
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２５９４号**
大阪市生野区小路２丁目26番２―315号、前住所大阪市生野区生野東３丁目５番３号208号
破産者　増崎　誠治
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２６６８号**
大阪市淀川区西宮原２丁目７番24―1105号
破産者　森本　真秀
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２６８９号**
大阪市北区本庄東３丁目６番６―1206号
破産者　山本　宏之
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２９７２号**
大阪府高槻市郡家新町19番34号
破産者　メンズヘアーＷＡＩ．ＷＡＩことカットサロン　ルナこと　山内　幸夫
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第３０３０号**
大阪府寝屋川市高柳６丁目６番３号
破産者　佐伯　直人
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第３２０６号**
大阪府東大阪市永和２丁目24番23号
破産者　的場　誠治
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第１７８号**
兵庫県尼崎市武庫元町３丁目５番４―201号
破産者　香戸　燃子
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２９年（フ）第１６４号**
広島市中区大手町３丁目２番25―901号
破産者　池田　　大
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第４７７号**
広島市安芸区上瀬野２丁目13番37―203号
破産者　田和　寛紀
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第５１２号**
広島県廿日市市地御前１丁目24番４号
破産者　佐々木啓太
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第５６４号**
広島市佐伯区美鈴が丘南３丁目２番５号
破産者　髙田　泰典
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１号**
山口県長門市俵山2277番地３、前住所山口県萩市大字河添239番地　山縣貸家
破産者　大石　和博
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

**平成２８年（フ）第３５６号**
盛岡市本町通３丁目13番29号、旧住所北海道函館市人見町４番10号
破産者　横手広治郎
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２８年（フ）第１５２号**
福島県本宮市糠沢字礼堂65番地１　エステーハイツ２　102
破産者　阿部　雄哉
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２９年（フ）第１６２９号**
横浜市鶴見区鶴見中央４丁目36番32号　マヴィール旭801
破産者　横田　真弥
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第１６３３号**
横浜市中区本牧原21番３―1104号
破産者　及川　下浩
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部